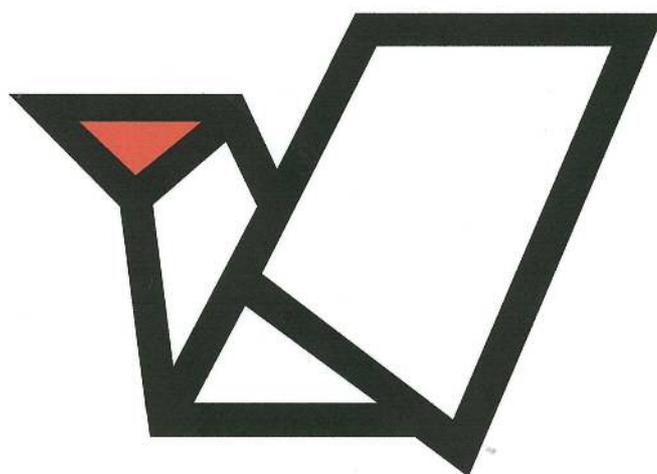


平成29年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



平成29年3月28日

平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

平成29年3月28日（火曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した書記の職氏名	3
開会	4
諸報告	4
広域連合長開会挨拶	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	
・例月現金出納検査（平成28年7月分から平成28年12月分まで）の結果について	5
・平成27年度下期分及び平成28年度上期分定期監査結果報告について	5
一般質問	
・石橋むつみ議員	6
・加山広域連合長	8
議案上程	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	9
議案関連質疑	
・福島直子議員	9
・加山広域連合長	11
・みわ智恵美議員	12
・加山広域連合長	13
・みわ智恵美議員	14
・榛澤事務局長	15
反対討論	
・みわ智恵美議員	15
採決	16
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について	
提案理由説明	
・榛澤事務局長	16
採決	16

議案第3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に關 する条例の全部を改正する条例について	
提案理由説明		
・榛澤事務局長	17
採決	17
議案第4号	平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)について	
提案理由説明		
・榛澤事務局長	18
採決	18
議案第5号	平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)について	
提案理由説明		
・榛澤事務局長	18
採決	19
議案第6号	平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
提案理由説明		
・榛澤事務局長	19
反対討論		
・石橋むつみ議員	20
採決	20
議案第7号	平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算について	
提案理由説明		
・榛澤事務局長	21
議案関連質疑		
・みわ智恵美議員	22
・加山広域連合長	23
・みわ智恵美議員	24
・榛澤事務局長	24
反対討論		
・みわ智恵美議員	24
採決	25
陳情第1号	後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書 提出に関する陳情	
陳情第2号	後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増へ の軽減措置を講じることを求める陳情	
議会運営委員会へ付託	25
休憩	25
再開	25

陳情第1号 後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書 提出に関する陳情	
委員会報告	25
賛成討論	
・石橋むつみ議員	26
採決	26
陳情第2号 後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情	
委員会報告	26
賛成討論	
・石橋むつみ議員	27
採決	27
閉会中継続審査	27
議決事件の字句及び数字等の整理	28
広域連合長閉会挨拶	28
閉会	28
議決結果	29
会議録署名	30

(資料)

定例会資料	<ul style="list-style-type: none"> ・議員名簿 ・議席表 ・諸般の報告 ・議案
議場配付資料①	<ul style="list-style-type: none"> ・議事日程表 ・例月現金出納検査の結果について ・定期監査結果報告について ・質問発言通告書 ・陳情文書表及び陳情書
議場配付資料②	<ul style="list-style-type: none"> ・議事日程表 ・委員会審査報告書 ・継続審査申出書

○議事日程・場所

平成29年3月28日 午後2時30分 開会
於：神奈川県高相合同庁舎 4階大会議室

- 日程第 1 . 広域連合長挨拶
- 日程第 2 . 議席の指定
- 日程第 3 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 . 会期の決定
- 日程第 5 . 諸般の報告
- 日程第 6 . 一般質問
- 日程第 7 . 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 . 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第4号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 11 . 議案第5号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 12 . 議案第6号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 13 . 議案第7号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 14 . 陳情第1号 後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 15 . 陳情第2号 後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情
- 日程第 16 . 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例について
- 議案第 4 号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第 5 号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 6 号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第 7 号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 陳情第 1 号 後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書提出に関する陳情
- 陳情第 2 号 後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情

○出席議員（20人）

1番	関	勝	則	11番	石	山	満
2番	山	下	正	12番	阿	部	善
3番	加	納	重	13番	菊	池	俊
4番	福	島	直	14番	石	橋	む
5番	小	粥	康	15番	越	水	つ
6番	み	わ	智	16番	渡	辺	清
7番	大	岩	恵	17番	京	免	一
8番	松	原	成	18番	青	柳	彦
9番	山	田	晴	19番	北	村	慎
10番	露	木	明	20番	沖	津	夫
							幸

○説明のため出席した者

広域連合長	加	山	俊	夫
副広域連合長	大	矢	明	夫
副広域連合長	平	井	竜	一
事務局長	榛	澤	俊	成
会計管理者・				
総務課担当課長兼会計課長	渡	邊	藤	夫
給付課長	細	野	昭	正

○職務のため出席した者

書記長	鈴	木	鎮	夫	書	記	佐	久	間	徹
書記	岩	崎	雄	二	郎	書	記	長	田	薫

【開会の挨拶】

○議長（松原 成文君）

皆様、こんにちは。議長の松原でございます。着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

本日の議事日程につきましては、議場配付資料①の1ページ議事日程表により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

【諸報告】

○議長（松原 成文君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分7選出の伊田雅彦議員の座間市議会議員の任期満了、区分8選出の北村正夫議員の大井町議会議員の任期満了に伴い、平成28年11月15日に執行されました、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、区分7京免康彦議員が選出。また、区分8北村正夫議員が再選出されました。

伊田雅彦議員及び北村正夫議員の任期満了により、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会につきまして委員2名の欠員が生じたので、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第5条の規定に基づき、議長指名により、京免康彦議員及び北村正夫議員を神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員に選任いたしましたことを御報告いたします。

【広域連合長挨拶】

○議長（松原 成文君）

それでは、日程第1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので、許可いたします。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

広域連合長の加山でございます。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、発足から10年目を迎えることとなりました。今後、更なる高齢化の進行により、医療費は増加が見込まれているところでございます。

この制度を持続可能なものとしていくために、医療費適正化事業や保健事業などの取組を、より一層、進めていく必要があります。

これからも、市町村間の連携を一層密にして、後期高齢者医療制度の健全な運営に努めてまいります。

本日は、保険料軽減特例の見直しに係る条例の改正案、平成29年度予算案など、条例改正議案3件、予算議案4件を上程しております。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

【議席の指定】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第2、議席の指定を行います。

議会閉会中に広域連合議会議員補欠選挙にて、選出されました京免康彦議員及び北村正夫議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、定例会資料2にごございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、5番、小粥康弘議員及び、9番、山田晴彦議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第5、「諸般の報告」を行います。

定例会資料3及び議場配付資料①の3ページにごございます例月現金出納検査の結果についてのとおり、平成28年7月分から平成28年12月分までの例月現金出納検査が実施され、また、議場配付資料①の7ページの平成27年度下期分及び平成28年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書のとおり、平成27年10月1日から、平成28年9月30日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料①の11ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

石橋むつみ議員から通告がありましたので、発言を許します。

石橋むつみ議員。

○14番議員（石橋 むつみ君）

三浦市の石橋むつみです。まず、一般質問を行います。1つ目に、広域連合議会の開催日程について伺います。

神奈川の広域連合は、全国で3番目に被保険者数の規模が大きいと聞いています。東京、大阪、北海道、京都、など大規模のところ、埼玉、千葉など首都圏のところの広域連合議会の議会日程は、全て11月に決算審査、1月から2月初めにかけて予算審査としています。市町村の予算議会の前に広域連合議会の審議があつてしかるべきです。

今日は3月28日、年度末までわずか数日。よもや日程消化の為とは言われなと思います。が、当議会の予算議会日程を3月にしている理由をお聞きします。また、日程を早めることについて、いかがか伺います。

2つ目に、保険料軽減特例について、2017年度から原則、本則に戻すとしていましたが、廃止縮小は一部に限られました。

所得割5割軽減について、17年度は2割に、18年度以降軽減なしとされました。

被用者保険の被扶養者であつた方は、均等割9割軽減が、17年度は7割軽減、18年度に5割軽減とされ、所得割は、当面賦課せずとしています。

これにより影響を受ける本県の被保険者数は、所得割軽減の縮小で8万人あまり、約6億円の負担増です。

被扶養者であつた方は、53,293人中、36,012人に影響が及び、約2億6,000万円の負担増。計11万6,201人に影響が及び、負担増は約8億6,000万円となっています。全国負担増は、つまり、軽減特例見直しによる国の予算減額は190億円です。

そこで、改めて全体の見直しによる軽減項目ごとの被保険者数と影響額を伺います。

3つ目です。しかも、高齢者の社会保障負担増は、これにとどまりません。年金の0.1パーセントカット、前期高齢者の窓口負担増、医療費の月額上限を定める高額療養費制度では、17年8月から一定収入のある70歳以上を対象に負担額を引き上げます。

療養病床入院の65歳以上には、居住費を値上げし、食費と合わせ、月52,500円もの負担を課します。

75歳以上で年金収入が年80万円以下の人は4割を超えています。所得階層別で見ると、神奈川県広域連合の資料でも、2016年度で、被保険者972,798人の内、55パーセントが所得な

しの層。所得無しも含め所得 150 万円未満の層が 796,550 人で 82 パーセントを占めています。圧倒的に、低所得者層の割合が大きいのです。

負担増が受診抑制を招き、重症化でかえって医療費が増えます。高齢者に的をしばっての負担増ではありませんか。負担増に応じられないなら受診や医療の内容を控えよ、あきらめろと言われているのと同じです。お考えをお聞きます。

4 番目です。後期高齢者医療の保険料軽減特例については、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、昨年 11 月、軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することの要望書が国に出されています。

厚労省の国民生活基礎調査等によると、高齢者の単独世帯、高齢者の二世帯、高齢の親と未婚の子のみの世帯の合計が、ここ 35 年ぐらいの間に、76 パーセントと倍以上に増えており、高齢者の孤立と貧困問題の元になっています。

多少の蓄えが有っても、思わぬ事故や病気、災害にあえば、ほどなく貯金が底をつき、親戚付き合いを無くし、家を失い、という危険が広く存在しています。

老後破産、老人漂流社会という言葉が広まるほどです。

これら世帯の貧困率は、全世帯の貧困率の倍以上。特に女性の単独世帯は 3 倍以上の貧困率で深刻です。

国連総会では、2012 年の末に、支払い可能で利用可能な質のよい保健医療サービスの提供を各国政府に強く求める決議が採択されました。日本は世界の流れにも逆行しています。

軽減特例見直しの、低所得者への影響は生易しいものではありません。高齢者の生活実態をどう捉えているのか伺います。

5 番目です。激変緩和と言っても、国は 2017 年度から原則本則に戻すという方針を変えていません。数年かけて予定通り負担を増やす、ということです。

大本にあるのは、医療崩壊を引き起こした旧小泉政権を上回る社会保障の削減路線です。

社会保障予算は、概算要求段階で削られた自然増をさらに 1,400 億円圧縮して、今年、自然増は 4,997 億円増に抑制されました。医療分野で 950 億円、介護分野で 450 億円の削減です。

後期高齢者の軽減特例の見直しによる、190 億円負担増もこの一環です。

特例見直しには与党からさえ、負担増は影響が大きすぎる、現状維持すべきと意見が出ました。

高齢者に配慮しての激変緩和というならば、制度開始直後から、軽減特例無しにはこの事業が成り立ってこなかったのですから、特例を廃止せず継続することこそ、激変緩和ではないのですか、伺います。

6 番目です。医療保険料の連続負担増は、今でも限界です。

根本の解決方法は、9 割軽減が、国保などと比べ、不公平だからと、高負担にあわせるなどというのではなくて、憲法に基づいて、国が社会保障の財源を支えることです。

社会福祉の理念併用なしには国民皆保険制度は成り立ちません。

国民が憲法 25 条にある、生存権を享受しながら、正規の雇用で働くことができ、税金もしっかり納められる世の中にしていくこと、社会保障の財源を、低所得者に負担の重い消費税に頼るのでなくて、所得に応じた課税、大企業に儲けの中から応分の負担をしてもらうこと、自

国の防衛には決して使うことの無い戦闘機等の軍事費を縮減することなどで、社会保障の財源を生み出すことは、可能です。

国が今後も計画する、後期高齢者医療保険料の大幅引き上げには反対します。差別と負担増の制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すべきです。

老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代より低い窓口負担で医療を受けられるようにする、財政調整の仕組みです。

高齢者が75歳になったとたん、家族の医療保険から切り離されることもなく、65歳から74歳の障害者も、国保や健保に入ったまま低負担で医療を受けられます。

差別制度を廃止したうえで、減らされてきた高齢者医療に対する国庫負担を抜本的に増額し、保険料、窓口負担の軽減を推進すべきと考えます。

連合長のお考えを伺います。以上です。

○議長（松原 成文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

石橋議員の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

初めに、広域連合議会の開催日程についてでございますが、各市町村の議会の日程を考慮いたしますと、この時期に開催せざるを得ない状況でございます。

次に、全体的な見直しによる影響人数と金額についてでございますが、すべて本則に戻した場合、均等割が36万1,000人で、36億7,300万円、所得割が8万200人で、10億円でございます。

次に、今回の制度改正についてでございますが、後期高齢者医療制度につきましては、国民全体で支える仕組みとなっております。今回の制度改正につきましては、世代間の負担の公平性、負担能力に応じた負担、といった観点から行われ、制度の持続性を高めるために見直されるものでございます。

次に、高齢者の生活実態についてでございます。平成27年度の厚生労働省の統計によりますと、収入から、公的年金等控除などの必要経費を除いた、本県の1人当たりの所得額は、118万1,000円で、全国で高いほうから数えて2番目となっております。なお、全国平均は、80万4,000円となっております。

また、所得に対しての保険料の負担割合は、7.5パーセントとなっており、全国で低いほうから数えて3番目という状況でございます。

次に、激変緩和についてでございますが、所得割については2年間をかけて、元被扶養者の均等割については3年間をかけて見直しを行うこととしており、保険料の負担が急激に増加することに配慮した、妥当な措置であると考えております。

次に、以前の老人保健制度に戻すべき、との考え方についてでございます。

後期高齢者医療制度は、若人と高齢者の皆様の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支える、という観点に立って設けられた制度でございます。

発足後9年を経過して、定着もしておりますことから、今後も維持すべきであると考えてお

ります。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（松原 成文君）

よろしいでしょうか。

以上で、一般質問は終了いたしました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第7、議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第1号について、御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

1の条例改正の理由ですが、国において、保険料軽減特例の見直しがされること、及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令が一部改正され、低所得者に対する保険料軽減の範囲が一部拡大されたことに伴い、条例の改正をするものです。

2の条例の内容ですが、（1）の保険料軽減特例の見直しのうち、ア、所得割額の軽減の見直しにつきましては、総所得金額が58万円以下の被保険者に対する5割軽減について、29年度分は2割軽減とし、30年度以降は、軽減を廃止しようとするものです。

次に、イの被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減の見直しにつきましては、29年度分の保険料の均等割額を7割軽減とし、30年度分を5割軽減とし、31年度以後の年度分の保険料は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減しようとするものです。

次に、（2）の低所得者にかかる保険料軽減の拡大につきましては、均等割の5割軽減を受ける方の基準を、現行は、33万円プラス被保険者数かける26万5,000円を、かける27万円に改めようとするものでございます。

また、2割軽減を受ける方についても同様に、被保険者数かける48万円を、かける49万円としようとするものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原 成文君）

これより質疑に入ります。

議案第1号について、福島直子議員から通告がありましたので、発言を許します。

福島直子議員。

○4番議員（福島 直子君）

横浜市選出の福島直子と申します。

議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する

条例に関連して質問させていただきます。

昨年、厚生労働省は、平成 29 年度予算編成における社会保障費の自然増圧縮に向け、後期高齢者医療制度や高額療養費制度の自己負担割合を見直すとし、昨年末まで国会で議論が行われました。

議論にあたり市民からは、こうした社会保障制度が持続可能であるためには、財政の悪化を防ぎ、健全化を進めるという観点は理解するが、特に低所得の方々への配慮は引き続き必要であるとの声が強く上げられ、私たちも関係国会議員にその声を伝えました。

結果として、厚生労働省が示した当初の引き上げ案よりも大幅に圧縮された制度変更となりました。

具体的には、先ほど説明がございましたけれども、平成 20 年の制度開始以来実施してきた、保険料軽減特例を今後、段階的に見直すこととし、所得割額が 5 割軽減となっている、基礎控除後の総所得金額 58 万円以下の被保険者は、平成 29 年度より 2 割軽減に引き上げられ、平成 30 年度から軽減措置がなくなることとなりました。

また、会社員の妻など被用者保険の扶養家族であって、自ら保険料を負担していなかったの方々に対して行われてきた、激減緩和策としての 9 割軽減は、平成 29 年度に 7 割、30 年度には 5 割軽減とし、平成 31 年度には、資格取得後 2 年間までに限定する制度となりました。が、低所得の方々に対する、現行の均等割部分を 9 割または 8.5 割軽減する特例については当面継続することとなりました。

このたびの議案第 1 号は、こうした国の制度改正に伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合として条例を見直そうとするものですが、そこで、これらの制度改正により影響を受ける、まず、所得割額が 5 割軽減から 2 割軽減となる方々の人数と加入者全体での比率、そして、激減緩和として 9 割軽減から 7 割軽減に変更となる対象者の人数と加入者の比率をお伺いします。さらに、これらの変更による、保険料収入への影響額もお伺いします。

また、このたびの制度改正については、これまで報道がされてきましたが、いまだ御存じない方も多いかと思います。特に影響の及ぶ方にとっては重要なことですので、体制の経緯も含め、しっかりとお伝えしていく必要があるかと思います。そこで、このたびの制度改正について、どのように周知を図っていくのかについてお伺いします。

後期高齢者医療保険制度は発足 10 年目を迎える訳ですが、社会保障制度として市民に定着したといえます。しかし、2025 年問題を引き合いに出すまでもなく、今後の高齢者医療のニーズの高まりによる、制度の財政運営は増々困難さを増していくことは火を見るよりも明らかであります。入るを図り、出づるを制することが基本と考えるとき、健康寿命を延伸し、医療費を可能な限り抑制してゆくことが何よりも必要な策と考えます。そこで、平成 29 年度の神奈川県後期高齢者医療広域連合としての、医療費の抑制に関する基本的考え方をお伺いします。

本制度の中で、抑制していきたいものの一つに、特に高額な医療費がかかる疾病が挙げられます。身体機能の低下による骨折など、手術を伴う入院治療を受ける方などが多くなる、これが高齢期の特徴でありますけれども、生活習慣病の悪化から必要となる人工透析は身体的、精神的に御本人にも大きな負担が掛かると共に、一人当たり、年間 500 万円もの医療費が掛かるとも言われています。新たに人工透析を受ける方の約 4 割は糖尿病との合併症である、糖尿病

性腎症が原因と伺っております。

私は、28年8月の本議会において、広域連合の重症化予防事業について質問させていただきました。重症化予防事業により、人工透析への移行を抑えることができれば医療費の抑制につながるとともに、なにより御本人また御家族の心身共の負担が少なくて済むと思います。そこで、広域連合として重症化予防事業について、どのように取り組むのかについてお伺いたします。

国はデータヘルスを推進しており、医療保険者はレセプト、健診情報等を活用したデータ分析に基づいて地域の特性や課題を把握したうえで、効果的な保険事業を実施し、重症化予防等への取り組みを進めるとしています。平成29年度予算の見込み数で104万7,000人に及ぶという、この、神奈川県内の後期高齢者の皆様は、様々な経験を経て、いよいよ人生の総仕上げの段階に入られている先輩方です。たとえ、病気を患われても重症化することなく、一病息災といった境地で過ごしていただきたいものと思います。その意味から、糖尿病性腎症の重症化予防の取り組みを第一歩として、超高齢化時代の健康維持について、より積極的で効果的なアプローチが本広域連合として実施されるよう要望します。

本制度は、75歳以上の方が1割、74歳以下の方が4割、公費で5割、このような負担割合で運営されています。国民全体で支えあっている制度であることに鑑み、構成員一人ひとりが今日より更に健康の維持に留意して生活することを心がけるとともに、社会全体でも幸福な人生の基本である健康について、若い時から正しい認識を持ち、実践をするという、社会全体の啓発の取り組みが重要であると、再確認をして質問を終わります。

○議長（松原 成文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

福島議員の御質問に対し、お答えを申し上げます。

初めに、制度改正による影響についてでございます。所得割軽減の見直しにつきましては、8万200人で、8.0パーセント、元被扶養者で7割軽減になる方につきましては、2万7,900人で、2.8パーセントでございます。影響額につきましては、全体で8億6,000万円でございます。

次に、制度改正の周知方法でございますが、厚生労働省が、新聞の折込広告や、インターネット等により広報をいたします。本広域連合と各市区町村では、ポスターの掲示をするとともに、被保険者の皆様には、保険料額決定通知書にリーフレットを同封して、周知をいたします。

次に、医療費の抑制についてでございます。医療費の適正化を進めるとともに、被保険者の皆様の健康の保持・増進を支援することで、医療費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、医療費の適正化では、レセプトの2次点検の推進、医療費通知の実施、ジェネリック医薬品の利用促進などを、健康の保持・増進では、健康診査、歯科健康診査、重複・頻回受診者や重複投薬者への対応などを進めてまいります。

次に、重症化予防についてでございますが、まず、健康診査のデータから、糖尿病性腎症の

ハイリスク者として、一定の数値以上の方を抽出いたします。

次に、その方々のレセプトデータを分析し、医療機関に受診されていない方、中断している方に、受診の勧奨を行います。受診中の方には、かかりつけ医と連携して、専門職による保健指導を行いたいと考えております。

現在、神奈川県医師会とも調整を図っているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（松原 成文君）

よろしいでしょうか。

次に、みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○6番議員（みわ 智恵美君）

横浜のみわ智恵美です。

日本共産党を代表し、議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について質問をします。

今回の条例改正について重大なことは、後期高齢者では低所得層が圧倒的多数であるにもかかわらず、この低所得層に対する軽減特例措置を廃止し、負担を増やそうとしていることです。

政府の社会保障制度改革推進本部が2015年1月13日に決定した、医療保険制度改革骨子では、後期高齢者の保険料軽減特例を段階的に縮小し、2017年度より、原則的に本則に戻すとしていたものを、昨年12月22日の同本部の、今後の社会保障改革の実施についての決定では、後期高齢者の置かれた実態の深刻さから、所得割の軽減特例及び、元被扶養者に対する軽減特例のごく一部の廃止・縮小を決める事しかできませんでした。

連合長は、この保険料軽減特例措置が制度発足時からなぜ実施せざるを得なかったのか、どのように認識されているのか伺います。

保険料軽減特例は、低所得者への保険料軽減を講じて制度維持を図ったものです。予算にも、国からの支出金には、円滑運営臨時特例交付金と名前が付されているように、制度の円滑化を推進するために導入されています。ところが、国は、経済財政運営と改革の基本方針2014において、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進める、高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討することなどを閣議決定しました。

そして今回、とうとう、高齢者への新たな負担に踏み込もうとしています。この間、社会保障制度審議会等では、この問題についてどのような議論がなされたと、連合長は聞かれているのでしょうか。伺います。

今回の軽減特例措置の縮小・廃止で、神奈川県広域連合内での直接影響を受ける所得割の軽減特例を受けている方で見直し対象者は、先ほど答弁がありました、80,189人。影響額は約6億円。また、被用者保険の元被扶養者であった方で、均等割での影響を受ける方が36,012人、約2億6,000万円の影響額。ここで伺いますが、元被扶養者の方のモデル試算を示してください。また、すべての軽減特例措置を原則本則に戻した場合の影響を受ける被保険者数と影響額について示してください。

民主党政権では、後期高齢者医療制度は廃止される予定でしたが、安倍政権になって、廃止どころか、税と社会保障の一体改悪で、新たな負担増とともに、今回の特例軽減の廃止が出されてきました。昨年の連合議会で連合長は、廃止の理由を国から説明され、納得したと回答されました。連合長は、本当に県民が納得できる廃止の根拠とお考えでしょうか。現在、政府に対し保険料軽減特例措置の継続を求める広域連合議会や、市町村議会からの意見書はどのくらい出されているのでしょうか、伺います。

また、保険料の軽減特例措置見直しによる被保険者負担増を軽減するためにと、独自に財政措置を行っている広域連合はないのでしょうか。伺います。

東京都広域連合は、被保険者に少しでも影響が及ばないようにと、これまで行ってきた低所得者への保険料減額措置を所得割の部分で一部改訂しながらも継続していくことを決めています。他には全国でどのような実例があるのでしょうか。伺います。

後期高齢者医療の保険料の軽減特例措置の廃止など、患者・国民への負担増をさらに強いる今回の条例改正は認められません。県広域連合としての最大限の努力を、県・市町村と一緒にするべきではないでしょうか。伺います。

神奈川県内でも低所得者に対する均等割の9割、8.5割軽減等があつて、何とか制度自体が維持されているのではないのでしょうか。2016年6月時点で、実施された軽減特例の内訳は、均等割9割軽減と8.5割軽減の方で保険者の中の31.02パーセント。元被扶養者で均等割保険料軽減特例の方が5.4パーセント。保険料軽減特例措置の廃止・縮小は、大勢の高齢者の生活を直撃するものとして反対し、現行制度を維持するよう国に求めるべきではないのでしょうか。

連合長の決意を伺います。

○議長（松原 成文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

みわ議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、軽減特例措置の導入の理由についてでございますが、後期高齢者医療制度への円滑な移行を図るために、激変緩和として導入されたものでございます。

次に、社会保障審議会等での議論についてでございますが、審議会では、均等割の軽減特例につきましては、世代間の公平の観点から、段階的に本則に戻していくべきとの方向性を支持する意見が多くございましたが、低所得者については、一定の配慮を行うべきとの意見もございました。

所得割の軽減特例につきましては、本則に戻していくことについて支持する意見が多く、元被扶養者への軽減特例については、一定の負担能力がある方も含めて一律に負担を軽減する制度になっていることから、これを段階的に解消することについて、異論がなかったようでございます。

次に、軽減特例見直しの影響についてでございます。

元被扶養者につきましては、8.5割軽減になる方が8,100人で、保険料が4,342円から6,514円に、7割軽減になる方が2万7,900人で、保険料が1万3,028円に、9割軽減のまま

の方が1万7,300人になります。

また、すべて本則に戻した場合の影響でございますが、均等割が36万1,000人、所得割が8万200人、総額46億7,400万円でございます。

次に、国への意見書の提出についてでございますが、厚生労働省によりますと、議員御指摘の意見書は出されていない、とのことございました。

次に、軽減特例見直しに伴う財政措置についてでございますが、全国の広域連合に確認しましたが、行っているところは、ございませんでした。

次に、独自の軽減措置についてでございますが、全国の広域連合に確認したところ、ございませんでした。

次に、県や市町村による負担軽減措置についてでございます。

今回の見直しは、世代間・世代内の公平を図るとともに、負担能力に応じた負担を求め、制度の持続性を高めるために行われるものであること、また、本広域連合において、独自の負担軽減措置を実施するには、新たな財源を確保する必要があり、それは県や市町村に求めざるを得ず、県民の皆様の新たな御負担につながることから、困難であると考えております。

次に、保険料軽減措置の維持についてでございますが、世代間・世代内の公平、負担能力に応じた負担の観点から見直されるもので、いずれも急激な負担増に配慮し、段階的な見直しとなっております。

また、均等割に関しましては、低所得者に配慮し、今回は据え置きとされております。

制度の持続性を高める観点から行われるもので、必要な見直しであると考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（松原 成文君）

みわ智恵美議員。

○6番議員（みわ 智恵美君）

連合長の答弁を伺いました。その中で、激変緩和でこの処置を取ったとのことですが、高齢者の所得は、何年経っても所得が増えるということではなく、激変緩和というのは、言い方であって、本来の高齢者の生活に対して打撃が増えるということは変わらないと思うのです。そういう中で、連合長は、なかったようですと他人事のような答弁でした。

私は、連合長が本当に納得されたのかと、御自身の納得について伺ったところですので、見解を伺いたいと思います。

そして、今回の保険料の軽減特例措置見直しに対する、それぞれの議会からというのは、ないという答弁だったので、43の議会から出されていると伺っているのですけれども、改めて伺いたいと思います。

それと、低所得者への保険料の引き下げなどについて、県や市町村に協力を求めるという点ですが、おっしゃるとおり、それぞれの自治体としては、どういうふうに予算を持ってくるかということになると思いますが、神奈川県に対しては、これまでもきちんと求めてないと思いますので、神奈川県に求めるということは広域行政を預かる県に求めるということは、できるのではないかと思います。伺います。

○議長（松原 成文君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁を願います。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

まず、議案第1号に対してですが、広域連合長の見解は、先ほど御答弁されたとおりでございますので、御理解を願いたいと思います。

それから、意見書についてですが、議員の御質問が今回の軽減措置の見直しに伴っての意見書とのことでしたので、それについては、無い、というふうに厚生労働省から聞いております。

それから、神奈川県へ負担を求めないのか、とのことですが、神奈川県が負担すべき率というものが決まっていますので、また新たに神奈川県に求めるということは、やはり県民の皆様の新たな負担に繋がりますので、難しいと考えております。

以上です。

○議長（松原 成文君）

よろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第1号について、みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○6番議員（みわ 智恵美君）

横浜市のみわ智恵美です。議案第1号について反対の立場から討論します。

今度の条例改正の行く先は、保険料軽減特例措置の見直しによって、所得割では、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者に対する5割軽減を、2017年度には2割軽減とし、2018年度以降は軽減そのものを廃止しようとするものです。そして、被用者保険の被扶養者であった方に対しては、均等割額の9割軽減について2017年度分は7割軽減とすることから始め、5割軽減に、そして最終的には廃止しようとするものです。

2008年4月に自公政権が施行した後期高齢者医療制度が、75歳になったら国保や健保、扶養家族からも追い出して、差別的な医療制度に困むやり方であることや、国庫負担を減らして、低所得層に重い負担を押し付け、今後も給付費と高齢者が増えれば保険料が増大するという制度の、その仕組みに対し、怒りの声があがりました。

長寿をことほぐ日本の伝統文化を破壊する、高齢者を粗末に扱う制度だと、まさに国全体をゆるがす批判の高まりの中、こうした状況を打開しようとして、国は制度の円滑な運営のために、将来にわたり維持するためにと保険料の軽減特例を導入しております。

ところが、この措置について、縮小を手始めに全廃し、本則に戻すとしています。国は段階的廃止として激変緩和措置を講じると言いますが、結局のところ、今後所得が増える予定のない後期高齢者に新たな負担を押し付け、国の功労者である高齢者の生活を苦しめるだけです。県広域連合として、保険料軽減特例措置の廃止・縮小に反対し、現行の軽減を維持するよう国に求めるべきです。以上で討論を終わります。

○議長（松原 成文君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第8、議案第2号神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第2号について、御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

1の条例制定の理由ですが、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2の条例の内容ですが、（1）につきましては、営利企業等に再就職した者のうち、離職した日の5年より前に、本広域連合において、国の部長・課長相当職に就いていた者は、離職した日から2年間、当該職に就いていたときの職務に関する、本広域連合現職職員への働きかけを禁止しようとするものでございます。

（2）につきましては、本広域連合において管理・監督の地位にあった職員は離職した日から2年間、再就職情報を広域連合長に届け出なければならないこととしようとするものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原 成文君）

議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例について】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第9、議案第3号神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第3号について、御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。

1の条例制定の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業に関する規定及び介護休暇に関する規定の整備を図り、介護時間を新設するとともに、その他所要の改正をするものでございます。

2の条例の内容ですが、(1)の育児休業条例につきましては、育児休業の対象となる子に、養育里親としての職員に委託された子を加え、範囲を拡大するとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

(2)の勤務時間・休暇等条例につきましては、介護休暇を、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で分割取得できることとします。

裏面を御覧ください。

連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で、介護時間を取得できるようにします。

さらに、育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る子の範囲を拡大します。その他、所要の改正を行います。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原 成文君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。
お諮りいたします。

議案第3号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第10、議案第4号平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第4号について、御説明申し上げます。

資料7を御覧ください。

1の補正予算額ですが、6,704万円を増額し、予算総額を、27億8,075万円にしようとするものでございます。

2の補正の内容でございますが、（1）歳入につきましては、27年度からの繰越額の確定により、6,704万円の増額を、（2）歳出につきましては、一般管理費について、27年度分の国庫補助金等を精算するため、422万円の増額を、また、財政調整基金費について、国庫補助金等の精算後の残額を基金に積み立てるため、6,282万円の増額をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原 成文君）

議案第4号について質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第11、議案第5号平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第5号について、御説明申し上げます。

資料8を御覧ください。

1の補正予算額についてですが、109億7,680万円を増額し、予算総額を8,413億8,609万円に

しようとするものでございます。

2の補正の内容でございますが、(1)の歳入につきましては、市町村負担金につきまして、療養給付費負担金の平成27年度の精算分として、10億4,201万円の減額を、繰越金は、27年度からの繰越額の確定に伴い、120億1,881万円を増額しようとするものでございます。

(2)歳出につきましては、基金積立金につきまして、27年度国庫負担金等の精算後の残を、療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、6億3,579万円の増額を、償還金につきましては、27年度の国庫負担金等の精算をするため、103億4,101万円の増額をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原 成文君）

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第12、議案第6号平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第6号について、御説明申し上げます。

資料9を御覧ください。

1の29年度予算案の全体概要でございますが、平成29年度の予算総額は、被保険者証一斉更新に係る経費の積立や、マイナンバー制度の情報連携実施に伴う中間サーバーの接続負担金等により、28年度当初予算に比べて2億864万円増の、29億2,235万円となっております。

2の歳入についてでございますが、歳入全体の内訳につきましては、(1)の総括表に記載のとおりでございます。

(2)の歳入の主な内容と増減でございますが、分担金及び負担金につきましては、事業費の増額による増、国庫支出金につきましては、制度改正の周知に係る経費の補助等による増、繰越金につきましては、被保険者証一斉更新がないことによる減、となっております。

3の歳出についてでございますが、歳出全体の内訳につきましては、(1)の総括表に記載のとおりでございます。

裏面を御覧ください。

(2) の主な内容と増減でございますが、電算システム関係費につきましては、中間サーバーの接続負担金が必要になったことや、セキュリティ強化等による増、医療費適正化事業費につきましては、重症化予防事業の新規実施、診療報酬明細書点検業務の強化等による増、財政調整基金費につきましては、30年度の被保険者証一斉更新経費の積立てなどによる増、となっております。

4の基金の状況につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原 成文君）

議案第6号について、質疑の通告はありませんでしたので、これより、討論に入ります。
石橋むつみ議員から通告がありましたので、発言を許します。

石橋むつみ議員。

○14番議員（石橋 むつみ君）

議案第6号平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について反対の討論をいたします。

2017年、平成29年度の当広域連合一般会計予算は歳入歳出とも、29億2,235万1千円、前年度と比較して、2億863万9千円の増です。

2017年度は4億円以上かかるという、2年に一度の被保険者証の一斉更新もありません。

歳出で、突出しているのが、一般管理費の中の電算システム関係費、9億4,410万1千円、その大半は、システム関係委託料の8億8,872万9千円です。

マイナンバー制度情報連携の実施に伴う中間サーバーの接続負担金等との説明でした。この制度は国が推し進めているものですが、その負担は県内市町村の共通経費負担金に大きくのしかかっています。

各省庁や市町村が持つ個人情報、日本の東西2ヶ所に置かれた中間サーバーを通じて情報連携され、相互にバックアップするとのことで、全ての情報が国の管理下で一つに集約されることになり、情報漏えいの危険性が否応なく高まります。

県内でも、マイナンバー制度のプライバシー侵害を訴え、国に対しナンバーの利用停止などを求める、マイナンバー違憲訴訟が裁判中です。システム不調によるミス、実際の事故事例、なども明らかにされてきています。

この制度は、徴税強化と社会保障給付抑制を目的とした、個人情報の国家による管理に他ならず、認めるわけにはいきません。

神奈川県広域連合の本来の役割は、県内の後期高齢者を番号で管理することではなく、その生活実態、負担増の状況を丁寧につかみ、国へ伝え、施策へ反映させるよう働きかけることにあるのではないですか。

以上、反対討論といたします。

○議長（松原 成文君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第13、議案第7号平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

議案第7号について、御説明申し上げます。

資料10を御覧ください。

1の予算案の全体概要でございますが、財政運営期間の2年目となる平成29年度の予算総額は、被保険者数の増加等により、28年度当初予算に比べて、462億5,601万円増の、8,766億6,530万円となっております。

2の歳入についてでございますが、歳入全体の内訳につきましては、(1)の総括表に記載のとおりでございます。

(2)の主な内容と増減でございますが、保険料納付金は、被保険者数の増加等による増で、このうち、8億6,026万円が、保険料軽減特例の見直しによるものです。

国庫支出金と、その下の支払基金交付金につきましては、医療給付費の増に伴う増でございます。

裏面を御覧ください。

3の歳出についてでございますが、歳出全体の内訳につきましては、(1)の総括表に記載のとおりでございます。

(2)の主な内容と増減でございますが、療養給付費等につきましては、被保険者数の増加等による増です。なお、高額療養費自己負担限度額の引き上げによりまして、約1億3,000万円の減となっております。

審査支払手数料は、レセプト件数の増加による増、保険事業費は、被保険者数の増加などによる増、となっております。

平均被保険者数の推移と1人あたり医療費の推移について記載しておりますので、参考としていただければと存じます。

4の基金の状況につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松原 成文君）

これより質疑に入ります。

議案第7号について、みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○6番議員（みわ 智恵美君）

横浜市会日本共産党のみわ智恵美です。議案第7号平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について質問します。

厚生労働省が速報値として明らかにした2015年6月1日における後期高齢者医療広域連合別の短期保険者証交付状況では、全国で25,572人への交付の中で、神奈川県では1,600人に、一方で東京都では1,121人への交付です。被保険者に占める交付割合では、東京都が約0.08パーセントであるにもかかわらず神奈川県は約0.169パーセントと、東京の2倍の交付率となっています。

高齢者に対して、半年で切れる保険者証を交付するという冷たい姿勢が数となって現れているのでなければ、神奈川県の高齢者の厳しい生活状況を表していると言えます。

第5期、2016から17年の保険料が確定してから2年目を迎えますが、後期高齢者医療制度の被保険者の加入者は、低所得層が圧倒的多数です。保険料を払いたくても払えないでいる被保険者は、1万数千余名と、ずっとなっています。こうした現状について、連合長の認識を伺います。

今回の低所得者等に対する保険料の軽減特例の縮小・廃止は、2008年、厚生労働省の後期高齢者医療制度導入当時の担当課長補佐が、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接感じてもらうために、この制度をつくった、との本音を語り、大問題となりましたが、まさに高齢者に際限の無い保険料値上げを押しつけ、負担に耐えるか、医療を受けるのを我慢するかを迫る制度の酷さを表しています。

今回から軽減特例を縮小し、高齢者に新たなる負担を押し付ける保険料の算定の基礎となる被保険者数と医療給付費の予測について、実際の伸びとの乖離があると考えますが、伺います。

生活保護基準以下の収入で暮らす貧困状況におかれている後期高齢者の所得水準と生活実態の中で、今後、軽減特例を廃止し保険料負担増を進めようとしている国の動きに対して、連合長の見解を伺います。

2017年度は、次期、第6期、2018から19年度の保険料を確定する年度です。制度の最大の問題点は、後期高齢者数と医療給付費が増えれば、後期高齢者に、負担増か給付費減かの選択を迫る過酷な制度であることです。第6期の保険料決定にあたって、均等割額や所得割率を前期と同じか引き下げた道府県広域連合は26にのぼります。保険料算定の基礎となる被保険者数と医療給付費の予測が過大になれば保険料が高く算定されることになるわけですが、この点について連合長は、どのように捉えられているのか伺います。

次期保険料増を抑制するために、県にある財政安定化基金の活用、剰余金の活用など、積極的に行うべきであると考えますが、新年度末の財政安定化基金残高、剰余金などの見込み額を示してください。

国からの調整交付金があまりに低く見積もられていて、一人当たりの平均保険料内訳の21パ

一セントを占める19,398円が保険料に影響を与えています。これは明らかに保険料の引き上げにつながっています。均等割9割軽減の被保険者の割合や、都市部の生活実態の大変さなどを考慮に入れるなど、実態に合わせた交付にするよう国に県として改善を強く求めるべきではないでしょうか。見解を伺います。

東京をはじめ幾つかの広域連合のように、都道府県と県下市町村への協力を強く要請し、保健事業への補助を求める事や、支払手数料や財政安定化基金拠出金等々の支援を求め、保険料増大を抑制するように努めるべきと考えます。連合長、被保険者へのできる限りの支援を行うことについての決意を伺います。

○議長（松原 成文君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

みわ議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、保険料が未納な方についてございますが、様々な御事情により、保険料を支払うことが困難な方はいらっしゃいます。

保険料を徴収するにあたっては、市町村において、被保険者の皆様のそれぞれの実情を十分把握した上で、必要な場合は分納に応じるなど、きめ細やかな対応を行っております。

次に、保険料算定時の被保険者数と医療費の見込みについてでございます。

平成26・27年度の保険料算定では、被保険者数は、神奈川県人口統計調査の人口推計を基に見込みましたが、本制度の対象とならない生活保護受給者数が見込みより多くなったことなどにより、2年間平均で、約9,000人の減となりました。

また、1人当たり医療費の伸び率は、国が示した全国の伸び率の推計値を参考に、26年度1.6パーセント、27年度1.7パーセントと見込んでおりましたが、26年度は0.1パーセントと、これまでにないほど伸び率が鈍化したことなどにより、見込みを下回ったものでございます。

次に、保険料の負担増についてでございます。

今回の見直しは、世代間・世代内の公平、負担能力に応じた負担の観点から見直されるものです。均等割の軽減特例につきましては、低所得者に配慮し、介護保険料軽減の拡大や、年金生活者支援給付金の支給と併せて見直すこととされております。制度の持続性を高める観点から、必要な見直しであると考えております。

次に、保険料算定についてでございますが、被保険者数と医療給付費は保険料算定の大きな要素でございますので、その見込みの精度を上げるよう努めてまいります。

次に、財政安定化基金等の見込額についてでございますが、財政安定化基金の残高見込額は、約77億円でございます。剰余金につきましては、現時点で来年度末の見込み額を出すことは、困難でございます。

次に、調整交付金の改善についてでございますが、調整交付金は、被保険者の所得の格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するために設けられている制度で、これにより同じ医療費水準であれば同じ保険料水準となります。公平性の観点から、必要な制度であると考えており、現在の方法で、その役割は果たしているものと認識しております。

次に、保険料抑制の協力要請についてでございます。保険料率の算定方法は、法令等により決まっております。それによらず、県や市町村の財源を投入するのは、県民の皆様の新たな御負担につながることから、困難であると考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（松原 成文君）

みわ智恵美議員。

○6番議員（みわ 智恵美君）

1点だけ再質問させていただきます。

連合長が色々考えてやっているんだなどは思いますけれども、精査をして行うことを期待いたします。

一方で、やはり、国からの調整交付金については、都市部の生活実態というのは、非常に厳しいものがありますので、やはりこれについては、県として国に求めるべきだと思います。神奈川県の高齢者の方々は医療費を大変抑えて健康維持に頑張っている。そういう中で、この負担は大きいと思いますので、改めて県として都市部の生活実態、これは所得だけでは見ることができないということで、改めて見解を伺います。

○議長（松原 成文君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁を願います。

榛澤事務局長。

○事務局長（榛澤 俊成君）

私の方から答弁させていただきます。

調整交付金につきまして、御質問をいただきました。先ほど、連合長の方から御答弁申し上げましたとおり、これは、公平性の観点から非常に重要な交付金と考えておりまして、今のやり方で、その役割を十分に果たしていると考えております。

以上でございます。

○議長（松原 成文君）

よろしいでしょうか。

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

議案第7号について、みわ智恵美議員から通告がありましたので、発言を許します。

みわ智恵美議員。

○6番議員（みわ 智恵美君）

横浜市のみわ智恵美です。議案第7号に反対の立場から討論します。

2016年12月22日の社会保障制度改革推進本部による、今後の社会保障改革の実施についてで、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の段階的見直しを決めました。

神奈川県での軽減特例の縮小で、所得割額での影響を受けるのは、80,189人、被用者保険の被扶養者であった方で影響を受けるのは、36,012人。これは今年だけです。

約8億6,000万円の新たな負担が、今年だけで高齢者に押し付けられます。制度制定当時の約束を反古にしての強行です。これに対して、何とかして保険料の引き下げに動くべきではない

でしょうか。

東京都、山梨県、福井県など8つの広域連合では、保険料引き上げを抑えるために、健康審査事業費補助を行うなどの取組みがされています。

神奈川県広域連合としても、県や市町村に協力を仰ぎ、保険料の負担を抑える取組みに着手することを改めて求めまして討論を終わります。

○議長（松原 成文君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書提出に関する陳情】

【後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第14、陳情第1号後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書提出に関する陳情、日程15、陳情第2号後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情について議題といたします。

議場配付資料①の15ページを御覧ください。本2件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩といたします。

午後3時51分 休憩

午後4時4分 再開

【委員会報告（陳情第1号）】

○議長（松原 成文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、陳情第1号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

阿部議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（阿部 善博君）

ただいま議題となりました陳情第1号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました、議場配付資料②の3ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたし

ました。

以上で報告を終わります。

○議長（松原 成文君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がりましたが、本件については、石橋むつみ議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

石橋むつみ議員。

○14番議員（石橋 むつみ君）

三浦市の石橋むつみです。日本共産党の一員として、陳情第1号、後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書提出に関する陳情に賛成の討論を行います。

陳情の趣旨にもあるように、2008年、後期高齢者医療制度成立直後から、高齢者に対する保険料負担増に反発する世論が巻き起こり、軽減特例の仕組みが作られてきました。

この特例措置によって、多くの方が、なんとか保険料を納めることができ、この制度も維持されてきたのです。国は、2017年度から、後期高齢者医療制度保険料を原則的に本則に戻すとっていますが、低所得高齢者の保険料負担増は深刻です。

全国後期高齢者医療広域連合協議会も、昨年11月、軽減特例の継続を国に要望しています。当広域連合としても、直接意見を出すことが重要と考え、趣旨に賛同し、賛成討論と致します。

○議長（松原 成文君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第1号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【委員会報告（陳情第2号）】

○議長（松原 成文君）

次に、日程第15、陳情第2号について委員長より報告を求めます。

阿部議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（阿部 善博君）

ただいま議題となりました陳情第2号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました、議場配付資料②の3ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（松原 成文君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、石橋むつみ議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

石橋むつみ議員。

○14番議員（石橋 むつみ君）

それでは、陳情第2号後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情に賛成の討論を行います。

後期高齢者の中で低所得者の数は拡大し続けています。100万人近い神奈川の被保険者の内、所得無しの層が55パーセント、所得150万円に満たない層が約80万人で、8割を占めています。

戦中・戦後の苦難の時代を、家族と社会のために働き続け、今、後期高齢者と呼ばれているのがこの方々です。

軽減特例見直しで、低所得者の保険料は、2倍から10倍にもなり、必要な医療を遠ざけ、命とくらしを脅かすことに直結します。

神奈川独自の対策が必要です。

また、請願・陳情一般についてですが、口頭陳述の機会を設け、市民の請願権を守って、より深い丁寧な審議がなされるべきと考えます。

以上で賛成の討論と致します。

○議長（松原 成文君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第2号については、議会運営委員会委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様は起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（松原 成文君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の5ページを御覧ください。

ただいま、議会運営委員会、阿部委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会の委員長申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（松原 成文君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は 全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（松原 成文君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

本日、多数の議案を審議いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様は、本日が、広域連合議員としての任期中の最後の議会となろうかと思えます。これまでの御尽力に感謝申し上げますとともに、今後も、後期高齢者 医療制度への、御理解、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（松原 成文君）

これをもちまして、平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時14分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
議案第 1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について	可決
議案第 3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の全部を改正する条例について	可決
議案第 4号	平成 28 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 5号	平成 28 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 6号	平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第 7号	平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
陳情第 1号	後期高齢者医療制度保険料特例軽減見直しの中止を求める意見書提出に関する陳情	不採択
陳情第 2号	後期高齢者医療制度保険料軽減特例見直しによる保険料負担増への軽減措置を講じることを求める陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 松 原 成 文

議 員 小 粥 康 弘

同 山 田 晴 彦